

8 喀痰吸引等の医療的行為の適正かつ安全な実施の徹底について

介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について (「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正)

趣旨

- 介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることとする。
- ☆たんの吸引や経管栄養は「医行為」と整理されており、現在は、一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認されている状況。

実施可能な行為

- たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの
- ※ 保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、たんの吸引等を行うことを業とすることができる。
- ☆具体的な行為については省令で定める
 - ・たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
 - ・経管栄養(胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養)

介護職員等の範囲

- 介護福祉士
 - ☆具体的な養成カリキュラムは省令で定める
- 介護福祉士以外の介護職員等
 - ☆一定の研修を修了した者を都道府県知事が認定
 - ☆認定証の交付事務は都道府県が登録研修機関に委託可能

登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関を都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆基本研修、実地研修を行うこと
 - ☆医師・看護師その他の者を講師として研修業務に従事
 - ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合
 - ☆具体的な要件については省令で定める
- ※ 登録研修機関の指導監督に必要な登録の更新制、届出、改善命令等の規定を整備。

登録事業者

- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録(全ての要件に適合している場合は登録)
- 登録の要件
 - ☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保
 - ☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置
 - ☆具体的な要件については省令で定める
 - ※ 登録事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備。

<対象となる施設・事業所等の例>

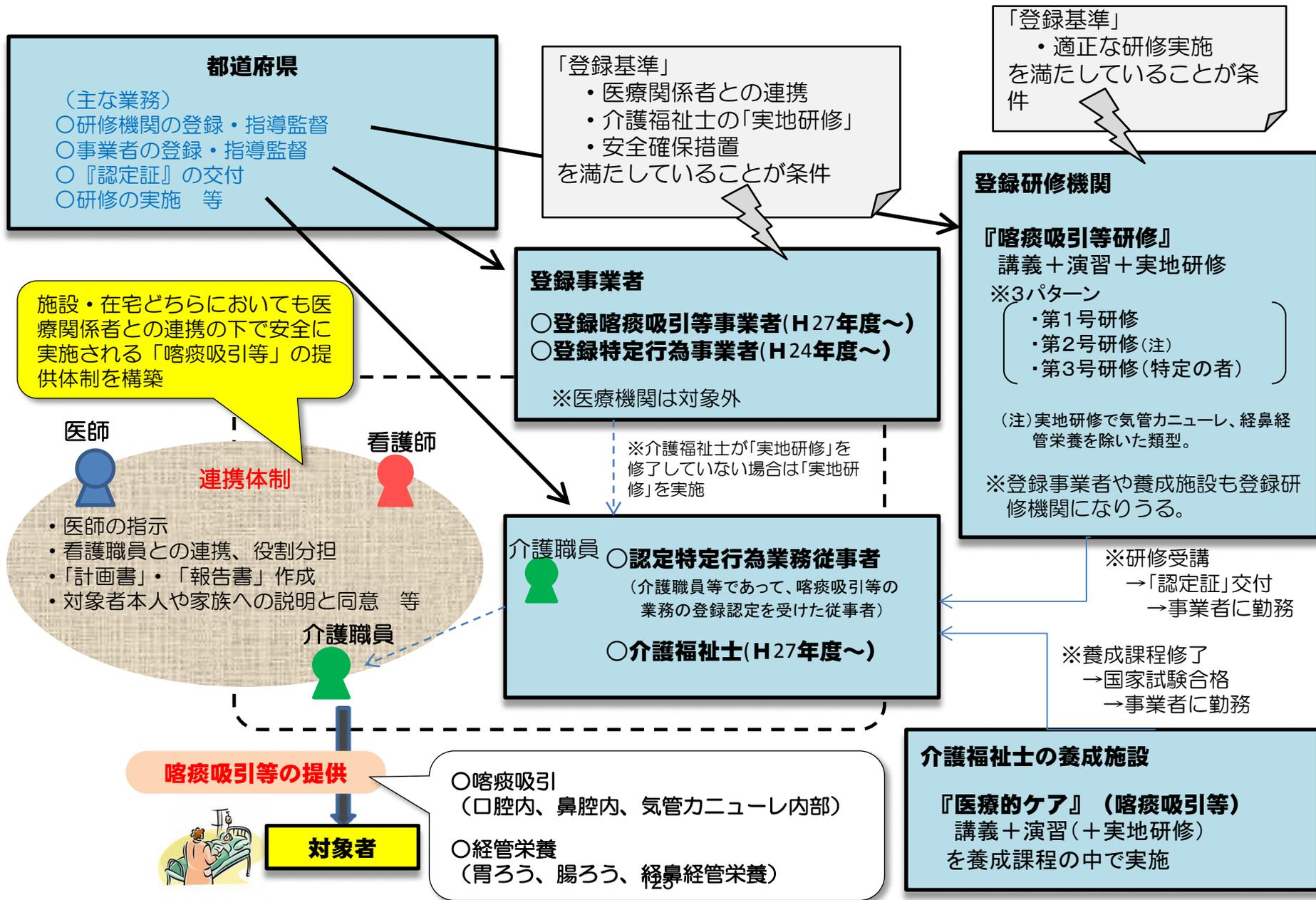
- ・ 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
 - ・ 障害者支援施設等(通所施設及びケアホーム等)
 - ・ 在宅(訪問介護、重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)
 - ・ 特別支援学校
- ※医療機関は対象外

出典:介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会「中間まとめ」

実施時期及び経過措置

- 平成24年4月1日施行
 - (介護福祉士については平成27年4月1日施行。ただし、それ以前であっても、一定の研修を受ければ実施可能。)
- 現在、一定の条件の下にたんの吸引等を実施している者が新たな制度の下でも実施できるように必要な経過措置

喀痰吸引等制度の全体像〔概要〕



喀痰吸引等研修～研修課程（1）～

○試行事業における取り組みを踏まえた実践的かつ的確な研修を実施。

喀痰吸引等研修	不特定多数	①喀痰吸引及び経管栄養について、対象となる行為のすべてを行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 </div>
	不特定多数	②喀痰吸引(口腔内及び鼻腔内のみ)及び経管栄養(胃ろう及び腸ろうのみ)を行う類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 (気管カニューレ内吸引及び経鼻経管栄養を除く。) </div>
	特定の者	③実地研修を重視した類型	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基本研修 講義及び演習 9H ※重度訪問介護従事者養成研修と併せて行う 場合には20.5時間 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 ※特定の者に対する必要な行為についてののみ。 </div>
介護福祉士の養成課程			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 講義 50H </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 基本研修 各行為の シミュレーター演習 </div> + <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 実地研修 (登録事業者) 実地研修 </div>

注：養成課程において可能な限り、実地研修を実施。又は登録事業者において実地研修を実施

喀痰吸引等研修～研修課程（2）～

		(不特定多数の者対象)				(特定の者対象)		
		第1号研修／第2号研修				第3号研修		
		科目又は行為	時間数又は回数	1号	2号	科目又は行為	時間数又は回数	
1 基本研修	①講義	人間と社会	1.5	50H	○	○	重度障害児・者の地域生活等に関する講義 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	2 6 9H
		保健医療制度とチーム医療	2					
		安全な療養生活	4					
		清潔保持と感染予防	2.5					
		健康状態の把握	3					
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11					
		高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8					
		高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10					
		高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8					
	②演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上	○	○	喀痰吸引等に関する演習	1	
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上					
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	5回以上					
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上					
		経鼻経管栄養	5回以上					
救急蘇生法		1回以上						
2 実地研修	口腔内の喀痰吸引	10回以上	○	○	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施		
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上	○	○	鼻腔内の喀痰吸引			
	気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上	○	—	気管カニューレ内部の喀痰吸引			
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上	○	○	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養			
	経鼻経管栄養	20回以上	○	—	経鼻経管栄養			

登録研修機関登録簿

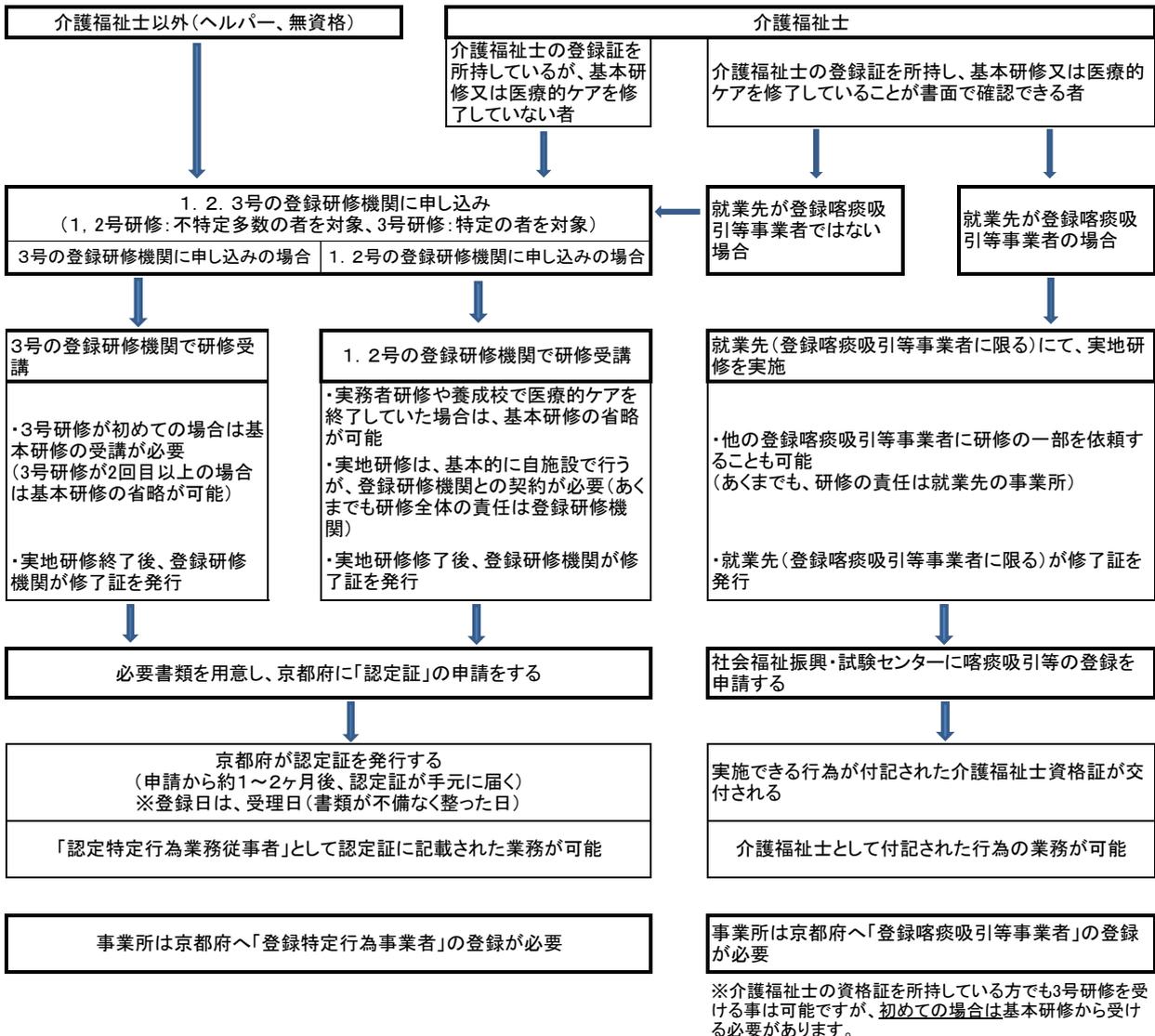
令和7年6月1日

登録番号	登録年月日	名称	住所	電話番号	実施研修科目
2620001	平成24年7月25日	京都市教育委員会 事業所 同上	京都市下京区中堂寺命婦町1-10	075-414-5834	3号
2620002	平成24年8月1日	社会福祉法人エイエス 事業所 重症心身障がい者通所「サム」	京都市向島二丁目151-34	075-604-6159	3号
2620003	平成24年9月14日	社会福祉法人乙別荘社会 事業所 社会福祉法人乙別荘社会・ライフサポート事業所	京都市長岡京区今里西ノ口17-9	075-874-7373	3号
2620004	平成25年1月1日	特定非営利活動法人 暖 事業所 特定非営利活動法人 暖	京都市南区東九条南島丸町10番地	075-662-2022	3号
2610001	平成25年1月1日	医療法人社団済和会 事業所 済和会専攻吸引等研修機関	京都市下京区弘光寺通油小路東入本願山町171 済和木願山ビル	075-354-7067	1. 2号
2620005	平成25年3月1日	社会福祉法人京都福祉サービス協会 事業所 社会福祉法人京都福祉サービス協会人材開発部	京都市中京区壬生花井町23番地 四季葉ビル	075-823-3341	3号
2620006	平成25年7月20日	京都市教育委員会 同上	京都市中京区烏丸通三条下ル鶴頭屋町595の3	075-352-2285	3号
2620007	平成25年8月10日	特定非営利活動法人 音希 事業所 特定非営利活動法人 音希	京都市北区紫竹西大門町29-1	075-494-0077	3号
2620008	平成25年8月27日	特定非営利活動法人 スリーピース 事業所 特定非営利活動法人 スリーピース ヘルプセンター・スリーピース	京都市左京区新富小路通仁王門下る開州寺町223	075-751-2711	3号
2620009	平成25年10月1日	社会福祉法人花ノ木 事業所 花ノ木医療福祉センター	京都府亀岡市大井町小室岐北浦37番地の1	0771-23-0701	3号
2610005	平成26年4月1日	社会福祉法人 洛東園 事業所 洛東園研修センター	京都市東山区本町15丁目794番地	075-561-1171	1. 2号
2610007	平成27年10月1日	一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会 事業所 一般社団法人 福知山民間社会福祉施設連絡協議会 介護・福祉人材養成センター	京都府福知山市字堀3370 福知山公立大学2号館	0775-45-3828	1. 2号
2610008	平成28年8月1日	株式会社ブレゼンス・メディカル 事業所 株式会社ブレゼンス・メディカル	京都市中京区錦雲通烏丸西入橋弁慶町222	0120-688-789	1. 2号
2620012	平成30年6月1日	医療法人財団今井会立病院 事業所 医療法人財団今井会立病院 足立病院	京都市中京区間之町通押小路上路上る間置町481	075-257-5600	3号
2620013	令和2年7月16日	株式会社アドナース 事業所 株式会社アドナース	京都市西京区大原野西谷町2丁目14番10号	075-754-6174	3号
2610009	令和2年11月1日	HAPPY&SMILE株式会社 事業所 HAPPY&SMILE COLLEGE	京都市伏見区深草向川原町20-12	0120-572-570	2号

2610010	令和6年6月1日	代表者(法人名)	株式会社Monotas	京都市中京区御池通東洞院東入菟屋町486	06-6766-4310	1. 2号
		事業所	メディアカルケアプラス			
2610011	令和5年7月1日 (12号) 令和5年5月11日 (3号)	代表者(法人名)	一般社団法人裕好会	京都市西京区桂地原町37-31	075-205-2742	1. 2. 3号
		事業所	一般社団法人裕好会メディアカルサポート千鶴			
2620014	令和5年7月30日	代表者(法人名)	特定非営利活動法人ある	京都市北区上賀茂本山258番地21	075-703-2121	3号
		事業所	特定営利活動法人ある			
2620015	令和5年8月11日	代表者(法人名)	株式会社土屋	宇治市宇治壱番134番1号治荒川ビル4F	050-3733-3443	3号
		事業所	土屋ケアカレッジ宇治教室			
2620016	令和5年11月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人丹後大宮福祉会	京丹後市大宮町延利200番地	0772-68-0770	3号
		事業所	社会福祉法人丹後大宮福祉会あゆみが丘学園			
2620017	令和5年11月1日	代表者(法人名)	社会福祉法人いづみ福祉会	京都府木津川市木津清水27番地9	0774-06-3521	3号
		事業所	社会福祉法人いづみ福祉会 障害者相談支援センターいづみ			
2620018	令和6年4月1日	代表者(法人名)	株式会社葉Yukari	京都市上京区舞熊通元聖園寺下る盛神明町483-2	075-280-2888	3号
		事業所	葉Yukariアカデミー			
2610012	令和6年4月1日	代表者(法人名)	株式会社ハイテック	京都市下京区中野之町173番地の1	075-352-0730	1. 2号
		事業所	トラストフォーテン四條烏丸			
2620019	令和6年4月1日	代表者(法人名)	ユーススタイルラボラトリー株式会社	京都市左京区下堤町82-1 恵美須ビル4-W号室	050-3176-6655	3号
		事業所	ユーススタイルカレッジ			

フロー図

1. 介護従事者が喀痰吸引等の行為を行えるようになるまで



2. 「認定証」でケアをしていた介護職員が、平成29年1月以降の国家試験に合格した

ア、イどちらでも可能。「認定証」に記載のない行為のみを、介護福祉士として実地研修を行うことも可能です

- ア) 「認定証」のまま、業務を続ける
- イ) 社会福祉振興・試験センターに喀痰吸引等の登録を申請する

3. 他事業所での実地研修について

就業先(自施設)で研修のすべてを修了させることが基本ですが、看護師配置がない事業所は、他事業所への依頼なども可能です。しかし、研修の責任はあくまでも就業先である「登録喀痰吸引等事業者」であり、修了証の発行、管理、京都府への報告等が必要です。また、病院、診療所での実地研修はできません。自宅や登録喀痰吸引等事業者に限ります。なお、依頼する場合は内容や支払いについて事前に充分調整してください。

(パターン1) 入所施設等	就業先に利用者も指導看護師もいる → 実地研修の全てを就業先で行う
(パターン2) 訪問介護等	就業先に利用者はいるが、指導看護師がない → 他事業所指導看護師の派遣を依頼する
(パターン3) 退所後のため	就業先に指導看護師がいるが、利用者はまだ入所中で退所予定 → 指導看護師と介護福祉士が、入所先(登録喀痰吸引等事業者に限る)に研修に行く → 介護福祉士のみ、入所先(同上)に研修に行き、指導看護師も依頼する
(パターン4) 今後のため	就業先に利用者がない → パターン1の事業所に研修を依頼することは可能ですが、おすすめしません
(パターン5) 資格のため	就業していない → 研修は受けられません

特定行為事業者 と 喀痰吸引等事業者、両方の申請又は片方の申請

	特定行為事業者	喀痰吸引等事業者
事業所の予定	「認定証」を持っている者にのみ喀痰吸引等を行わせる	「認定証」を持っている者と、介護福祉士、両方に喀痰吸引等を行わせる 又は予定がある
必要な申請	特定行為事業者の登録申請のみ	特定行為事業者と喀痰吸引等事業者、両方の登録申請が必要
様式1-1(登録申請書)	同じ申請書類を使います	
様式1-2(従事者名簿)	認定証を持っている者の一覧	認定証を持っている者と、医療的ケア又は基本研修を修了している介護福祉士の一覧
様式1-4(適合書類)	適合要件のうち、「2の② 介護福祉士への実地研修方法が規定されていること」は不要	全ての要件が必要
申請時期	認定証申請後(同時申請も可)、実際の行為の開始前	認定証申請後(同時申請も可)、実際の行為の開始前 認定証取得よりも先に、介護福祉士に対しての自施設での実地研修を行いたい場合は、自施設での実地研修開始前
備考	介護福祉士にも喀痰吸引等を行わせることになった場合には、新たに、喀痰吸引等事業者の登録申請が必要	

The screenshot shows a web browser window with the URL <https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/kakutankyuin.html>. The page title is "京都府" (Kyoto Prefecture). The breadcrumb trail is "トップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉・高齢者・障害者支援 > 介護保険サービス事業者に関する情報 > 喀痰吸引等制度について". The main heading is "喀痰吸引等制度について". The content area lists five items:

- [介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について \(PDF: 562KB\)](#)
- [たんの吸引等の業務ができるまで \(PDF: 102KB\)](#)
- [法改正時の周知用パンフレット \(外部リンク\)](#)
- [介護従事者が医行為を行えるようになるまで \(フロー図\) \(エクセル: 21KB\)](#)
- [よくある質問 \(全体\)](#)

The left sidebar contains "緊急情報", "閲覧支援", "情報を探す", a Google Custom Search box, and "京都府の広報". The right sidebar contains a "メニュー" section with "介護保険サービス事業者に関する情報" and several sub-links: "各種手続き・指導監査について", "研修に関するお知らせ (認知症研修・ユニットケア研修)", and "介護サービス情報の公表制度について".

上記は、京都府の喀痰吸引制度についてのホームページです。
各種申請書類や関係通知及び連絡先など掲載しておりますので、
必要に応じてアクセスして頂き、ご確認ください。

HP アドレス <https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/kakutankyuin.html>

検索ワード 京都府 喀痰吸引制度